

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食と暮らしの安全推進課) 一

○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 一

○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一

○道路の供用開始 (道路課) 二

○港湾隣接地域の指定 (港湾課) 二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 三

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 四

告 示

○宮城県告示第四百八十一号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

平成二十九年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

種類	開催年月日	会場
研修	平成二十九年八月二十七日	古川ロイヤルホテルグランド平成(大崎市古川駅前大通五-三-二)
	平成二十九年九月十四日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二-四十八)
	平成二十九年九月二十八日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四-一-一)
講習	平成二十九年十月二十九日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二-四十八)
	平成二十九年八月二十七日	古川ロイヤルホテルグランド平成(大崎市古川駅前大通五-三-二)
	平成二十九年九月十四日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二-四十八)

三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成二十九年十一月一日	平成二十九年十一月二十二日	平成二十九年十二月十一日

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千円

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第四百八十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十九年五月十九日

○宮城県告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市湊字大門崎山八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎三番一、二地先から同郡同町石浜字高森七二番一、二地先まで	平成二十九年五月十九日

○宮城県告示第四百八十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、仙台塩釜港（塩釜港区）要害浦地区（七ヶ浜町遠山五丁目及び東宮浜字西大木地内）に係る港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成二十九年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成二十九年五月十九日

二 指定する区域

1 地域の表示

基点一から基点六までを順次結んだ線及び水際線に沿って基点六と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基点の表示

基準点 塩竈市牛生町金属標（北緯三八度一八分二四秒三九、東経一四一度二分六秒八六）

基点一 基準点から八三度六分一秒一九七・一三メートルの地点

基点二 基点一から一四六度三二分五二秒八七・九三メートルの地点

基点三 基点二から五六度三二分五二秒二六一・六七メートルの地点

基点四 基点三から一四六度三二分五二秒三一・七九メートルの地点

基点五 基点四から五六度三二分五二秒二〇・〇〇メートルの地点

基点六 基点五から三二六度三二分五二秒七五・〇八メートルの地点

○宮城県告示第四百八十六号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画公園

2 名称 五・四・一号南三陸町震災復興祈念公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町吉岡南第二土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年十一月五日

四 変更認可の年月日

平成二十九年五月十五日

○宮城県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年五月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 高 橋

彰

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十九年四月二十九日	長 浦 一 信	栗原市高清水日向二十二番地	理事
平成二十九年四月二十九日	高 橋 徳 夫	栗原市瀬峰宮田九十八番地	理事
平成二十九年四月二十九日	白 鳥 誠 幸	栗原市瀬峰下谷地二番地九	理事
平成二十九年四月二十九日	木 村 正 文	栗原市高清水東館六番地	理事
平成二十九年四月二十九日	大 澤 洋 介	栗原市高清水下町九番地	理事
平成二十九年四月二十九日	二 上 勝	栗原市瀬峰大鰐谷二百九十七番地	理事
平成二十九年四月二十九日	高 橋 正	大崎市岩出山字葛岡宮ノ下五十六番地	理事
平成二十九年四月二十九日	高 橋 幸 輝	栗原市高清水浅野十六番地一	理事
平成二十九年四月二十九日	佐々木 典 明	栗原市瀬峰野沢五十番地一	理事
平成二十九年四月二十九日	伊 藤 薫	栗原市瀬峰泉谷五十二番地	理事
平成二十九年四月二十九日	佐々木 忠 男	栗原市瀬峰寺浦六十四番地二	理事

二 退任した者

平成二十九年四月二十九日	宮 内 光 明	栗原市瀬峰長根七十三番地	理事
平成二十九年四月二十九日	田 崎 敏 雄	登米市迫町新田字駒林下六十四番地	理事
平成二十九年四月二十九日	大 場 次 郎	栗原市瀬峰根岸二十一番地	監事
平成二十九年四月二十九日	高 橋 一 郎	栗原市瀬峰天神下五番地	監事
平成二十九年四月二十九日	千 葉 幸 雄	栗原市高清水小山田七番地一	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十九年四月二十八日	長 浦 一 信	栗原市高清水日向二十二番地	理事
平成二十九年四月二十八日	高 橋 徳 夫	栗原市瀬峰宮田九十八番地	理事
平成二十九年四月二十八日	白 鳥 誠 幸	栗原市瀬峰下谷地二番地九	理事
平成二十九年四月二十八日	木 村 正 文	栗原市高清水東館六番地	理事
平成二十九年四月二十八日	大 澤 洋 介	栗原市高清水下町九番地	理事
平成二十九年四月二十八日	二 上 勝	栗原市瀬峰大鰐谷二百九十七番地	理事
平成二十九年四月二十八日	高 橋 利 見	大崎市岩出山字葛岡大沢田二十八番地二	理事
平成二十九年四月二十八日	高 橋 幸 輝	栗原市高清水浅野十六番地一	理事
平成二十九年四月二十八日	佐々木 典 明	栗原市瀬峰野沢五十番地一	理事
平成二十九年四月二十八日	伊 藤 薫	栗原市瀬峰泉谷五十二番地	理事
平成二十九年四月二十八日	佐々木 忠 男	栗原市瀬峰寺浦六十四番地二	理事
平成二十九年四月二十八日	宮 内 光 明	栗原市瀬峰長根七十三番地	理事
平成二十九年四月二十八日	田 崎 敏 雄	登米市迫町新田字駒林下六十四番地	理事

公 告

平成二十九年四月二十八日	大場 次郎	栗原市瀬峰根岸二十一番地	監事
平成二十九年四月二十八日	高橋 一郎	栗原市瀬峰天神下五番地	監事
平成二十九年四月二十八日	千葉 幸雄	栗原市高清水小山田七番地一	監事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年五月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市志賀字長坂四十六番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

柴田郡柴田町北船岡二丁目十三番三十一号 一三〇一号
大久保 悟

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年五月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
亶理郡亶理町逢隈鹿島字弥陀内十六番、十七番、十八番一、二十番一、二十番二十三、二十番

一地先の道の一部、二十番一地先の水の一部、同字吹田八十五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

角田市角田字幸町三番地
有限会社若木商会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号） 七十四キロリットル
- 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 納入期限 平成二十九年七月一日 午後一時
- 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」
- 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十九年九月 二百キロリットル 平成二十九年十二月
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 昆 洋一 電話〇二二二二二一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十九年六月二日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年六月二日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十九年六月十二日午前九時から平成二十九年六月十五日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十九年六月十五日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十九年六月十六日午前十一時 高校教育課内（宮城県庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金

財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法

本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無

無

8 契約書作成の要否

要

- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 1) 74 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : July 1, 2017
- 3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : June 15, 2017 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Youichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621